徳洲会、25億円申告漏れ

7年間10億円を追徴課税

徳洲会グループを巡る公職選挙法違反事件に絡み、同グループが国税当局の一斉税務調査を受け、2014年3月期までの7年間に計約25億円の申告漏れを指摘されていたことが6日、関係者への取材で分かった。このうち約21億円は悪質な所得隠しと認定された。国税当局は重加算税などを含め計約10億円の法人税を追徴課税したもようだ。

選挙運動員・親族の報酬など

税務調査を受けたのは特定医療法人「沖縄徳洲会」（沖縄県八重瀬町）、医療法人「徳洲会」（大阪市）、株式会社「徳洲会」（東京・千代田）など。徳洲会グループは修正申告と納付を済ませたとみられる。

関係者によると、医療法人「徳洲会」は12年衆院選などで、病院職員らを欠勤扱いにし、徳田毅元衆院議員（43）陣営の運動員として派遣。減給分を賞与で補塡していたという。

国税当局は補塡分の約2億5千万円は、医療法人が、毅元議員の父で選挙運動を取り仕切った元理事長、徳田虎雄氏（77）側に請求できる「未収入金」と認定。税務上は医療法人の所得に加算して申告すべきだとして、過少申告加算税を含め約8千万円を追徴課税したとみられる。

また、株式会社「徳洲会」は架空の業務委託契約を締結して、親族やグループ企業に報酬を支払っていたことが判明。業務に実態がないとして、国税当局から悪質な所得隠しを指摘された。医療機器を巡る取引では、利益をグループ企業に付け替えていたことも認定された。

徳洲会グループを巡っては、12年衆院選での公選法違反事件に絡み、関連会社が陣営が使う裏金を捻出した疑いが浮上。昨年2月、国税当局が一斉税務調査に乗り出していた。

徳洲会の代理人は「国税当局の指摘を受け、修正申告と納付を済ませた」としている。

今回の追徴課税とは別に、熊本国税局は昨年11月、グループの病院建設を巡り、徳田元理事長が06年にゼネコン側から受け取ったリベート1億円を税務申告していなかったとして、延滞税を含め所得税三千数百万円を課税した。

グループぐるみ公選法違反

親族ら10人有罪判決

徳洲会グループは創始者の徳田虎雄氏が一代で築き上げた国内最大級の医療グループ。ホームページによると4月現在、全国に66病院、約280の医療施設を展開している。

同グループを巡る公職選挙法違反事件では、2012年衆院選で徳田毅元議員（43）への投票を依頼するなどの目的で関係者に約6千万円を提供するなどしたとして、毅元議員の母親や姉ら親族3人とグループ幹部7人が公選法違反罪で起訴され、10人全員が有罪判決を受けた。昨年6月には毅元議員に連座制が適用され鹿児島2区からの5年間の立候補禁止が確定した。

東京地検特捜部は昨年9月、虎雄氏を違法な選挙運動の「総括主宰者」だったと認定したものの、難病のALS（筋萎縮性側索硬化症）は回復の見込みが立たず、公判への出廷が難しいことなどから不起訴（起訴猶予）とした。